

平成29年度定期監査の結果報告書

平成31年 1 月

沖縄県監査委員

目 次

<財務・事務に関する事項>

第1	監査の概要	1
1	監査対象年度	1
2	監査の実施方法及び実施方針	1
3	監査実施機関数及び実施状況	2
第2	監査の結果	7
1	財務に関する事項	7
2	事務に関する事項	10
3	部局別指摘件数	11
第3	監査所見	12
1	収入事務の適正化について	12
2	支出事務の適正化について	13
3	契約事務の適正化について	14
4	財産管理の適正化について	14
5	その他の財務事務について	15
6	事務処理の適正化について	15
第4	部局別の指摘事項	16
	【各部局共通】	16
1	財務に関する事項	16
	[収入]	16
(1)	証紙収納に係る事務が適正でなかったもの	16
	[支出]	16
(1)	支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの	16
	[契約]	16
(1)	契約に定める手続が適正でなかったもの	16
	[その他]	17
(1)	証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの	17
	【知事公室】	17
1	財務に関する事項	17
	[支出]	17
(1)	給与が不足払いとなっていたもの	17
	[契約]	17
(1)	予定価格に係る事務が適正でなかったもの	17

[財 産]	17
(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	17
【総務部】	18
1 財務に関する事項	18
[収 入]	18
(1) 徴収に努力を要するもの	18
[財 産]	18
(1) ICカードの亡失損傷報告書を提出していなかったもの	18
【子ども生活福祉部】	18
1 財務に関する事項	18
[収 入]	18
(1) 徴収に努力を要するもの	18
[支 出]	19
(1) 給与が不足払いとなっていたもの	19
[契 約]	19
(1) 契約事務が適正でなかったもの	19
(2) 履行確認が適正でなかったもの	19
【保健医療部】	19
1 財務に関する事項	19
[契 約]	19
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	19
(2) 入札手続が適正でなかったもの	19
(3) 契約事務が適正でなかったもの	19
[財 産]	19
(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの	19
(2) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	20
【農林水産部】	20
1 財務に関する事項	20
[収 入]	20
(1) 徴収に努力を要するもの	20
[支 出]	20
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	20
(2) 給与の支給事務が適正でなかったもの	21
[契 約]	21
(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの	21
(2) 契約書を作成していなかったもの	21

[財 産]	21
(1) 物品整理票を貼付していなかったもの	21
(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの	21
(3) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	21
(4) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	21
(5) 公舎の管理が適正でなかったもの	21
[その他]	21
(1) 公費と私費の区分が適正でなかったもの	21
(2) 不適正な事務処理が多数あったもの	22
【商工労働部】	22
1 財務に関する事項	22
[収 入]	22
(1) 徴収に努力を要するもの	22
[契 約]	22
(1) 契約事務が適正でなかったもの	22
[財 産]	22
(1) 物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	22
[その他]	23
(1) 単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの	23
【文化観光スポーツ部】	23
1 財務に関する事項	23
[契 約]	23
(1) 委託業務の仕様等に改善を要するもの	23
(2) 物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	23
[財 産]	23
(1) 物品の処分手続が適正でなかったもの	23
【土木建築部】	23
1 財務に関する事項	23
[収 入]	23
(1) 徴収に努力を要するもの	23
(2) 調定事務が適正でなかったもの	23
(3) 現金収納に係る事務が適正でなかったもの	24
(4) 債権管理が適正でなかったもの	24
(5) 徴収に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	24
[支 出]	24
(1) 給与が過払いとなっていたもの	24

[財 産]	24
(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの	24
(2) 被服等貸与の管理が適正でなかったもの	24
(3) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	24
【病院事業局】	24
1 財務に関する事項	24
[収 入]	24
(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの	24
(2) 現金収納に係る事務が適正でなかったもの	25
[支 出]	25
(1) 給与が過不足払いとなっていたもの	25
(2) 手当の事後確認が適正でなかったもの	25
(3) 報酬が不足払いとなっていたもの	25
(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	25
(5) 執行予定額を上回って支出していたもの	26
(6) その他支出事務が適正でなかったもの	26
[契 約]	26
(1) 契約方法について改善を要するもの	26
(2) 契約事務が適正でなかったもの	26
(3) 契約書を作成していなかったもの	26
(4) 履行確認が適正でなかったもの	26
[財 産]	26
(1) 被服等貸与の管理が適正でなかったもの	26
[その他]	26
(1) 預り金の管理に改善を要するもの	26
(2) 支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの	27
【教育庁】	27
1 財務に関する事項	27
[支 出]	27
(1) 給与が過払いとなっていたもの	27
(2) 報酬の支給事務が適正でなかったもの	27
[契 約]	27
(1) 入札手続が適正でなかったもの	27
(2) 契約方法について改善を要するもの	27
(3) 契約事務が適正でなかったもの	28

2	事務に関する事項	28
	[勤務管理]	28
	(1) 勤務管理が適正でなかったもの	28
	[事務決裁]	28
	(1) 事務決裁が適正でなかったもの	28
	【警察本部】	28
1	財務に関する事項	28
	[支出]	28
	(1) 給与が過払いとなっていたもの	28
	(2) 執行予定額を上回って支出していたもの	28
	[契約]	28
	(1) 契約書を作成していなかったもの	28

<工事等に関する事項>

第1	監査の概要	29
1	監査対象	29
2	監査期間	29
3	監査の方法及び着眼点	29
4	監査の実施状況	29
第2	監査の結果及び所見	31
1	設計等の確認に改善を要するもの	31
2	計画・施工・検査等で改善を要するもの	32
3	安全・安心への配慮が必要なもの	33
4	施設の改修が必要なもの	34

<財務・事務に関する事項>

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施するとともに、併せて、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度

平成29年度

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

ア 財務に関する事項

- (ア) 未収金の債権管理について
- (イ) 調定等を行っていない債権について
- (ウ) 備品の適正な管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	6	0
総 務 部	17	17	16	1
企 画 部	8	8	8	0
環 境 部	6	6	5	1
子ども生活福祉部	20	20	20	0
保 健 医 療 部	16	16	15	1
農 林 水 産 部	43	43	41	2
商 工 労 働 部	13	13	12	1
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土 木 建 築 部	22	22	22	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	7	2
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	102	102	58	44
警 察 本 部	46	46	39	7
その他の行政委員会事務局	7	7	7	0
合 計	334	334	275	59

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関は、次のとおりである。

実地監査は、平成30年1月17日から同年8月22日までの間で実施した。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
知事 公室	本庁各課	平成30年7月10日、17日～18日 〃 8月20日	子ども 生活福祉部	計量検定所	平成30年4月20日 〃 5月23日
	消防学校	〃 3月1日 〃 4月12日		平和祈念資料館	〃 3月20日 〃 4月18日
総務部	本庁各課	平成30年7月11～13日 〃 8月7日	保健 医療部	本庁各課	平成30年6月8、12日～13日 〃 7月31日
	総務事務センター	〃 6月19～21日		看護大学	〃 5月11日 〃 6月22日
	宮古事務所各課	〃 5月22～23日 〃 6月8日		衛生環境研究所	〃 3月13日 〃 4月13日
	八重山事務所各課	〃 5月15～16日 〃 6月13日		中央食肉衛生検査所	〃 3月14日 〃 4月19日
	自治研修所	〃 3月6日 〃 4月27日		北部食肉衛生検査所	〃 2月6日 〃 3月26日
	名護県税事務所	〃 4月26日 〃 5月10日		北部保健所	〃 3月14日 〃 4月25日
	コザ県税事務所	〃 4月17日 〃 5月25日		中部保健所	〃 3月14日 〃 4月27日
	那覇県税事務所	〃 5月10日 〃 6月6日		南部保健所	〃 2月22日 〃 3月13日
	自動車税事務所	〃 6月15日 〃 7月10日		宮古保健所	〃 5月25日 〃 6月13日
企画部 本庁各課	平成30年7月3～6日 〃 8月13日		八重山保健所	〃 5月17日 〃 6月11日	
環境部 本庁各課	平成30年7月19～20日 〃 8月14日		本庁各課	平成30年7月10～13日 〃 8月13日	
子ども 生活福祉部	本庁各課	平成30年7月24～27日 〃 8月20日	農林 水産部	北部農林水産振興 センター各課	〃 2月20～23日 〃 3月28日
	北部福祉事務所	〃 3月13日 〃 4月25日		宮古農林水産振興 センター各課	〃 5月22～25日 〃 6月13日
	中部福祉事務所	〃 3月8日 〃 4月27日		八重山農林水産振興 センター各課	〃 5月15～18日 〃 6月11日
	南部福祉事務所	〃 2月22日 〃 3月12日		農業研究センター	〃 3月13日 〃 4月18日
	宮古福祉事務所	〃 5月24日 〃 6月18日		農業研究センター 名護支所	〃 4月24日 〃 5月11日
	八重山福祉事務所	〃 5月18日 〃 6月25日		農業研究センター 宮古島支所	〃 5月22日 〃 6月7日
	女性相談所	〃 3月9日 〃 4月23日		農業研究センター 石垣支所	〃 5月15日 〃 6月5日
	若夏学院	〃 3月7日 〃 5月9日		畜産研究センター	〃 2月7日、3月20日 〃 3月9日
	コザ児童相談所	〃 4月18日 〃 5月25日		森林資源研究センター	〃 2月6日 〃 3月28日
	中央児童相談所	〃 5月11日 〃 6月6日		水産海洋技術センター	〃 2月28日 〃 3月15日
	身体障害者更生相談所 (知的障害者更生相談所)	〃 3月2日 〃 4月19日		水産海洋技術センター 石垣支所	〃 5月16日 〃 6月5日

	監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
農林水産部	中央卸売市場	平成30年3月1日 〃 4月24日	土木建築部	八重山土木事務所	平成30年5月29～30日 〃 6月13日
	病虫害防除技術センター	〃 3月8日 〃 4月26日		下地島空港管理事務所	〃 5月23日 〃 6月7日
	中部農業改良普及センター	〃 3月7日 〃 4月12日		都市モノレール建設事務所	〃 4月19日 〃 5月15日
	南部農業改良普及センター	〃 3月8日 〃 4月19日		下水道事務所	〃 4月19日 〃 5月24日
	農業大学校	〃 4月24日 〃 5月11日	出納事務局		平成30年7月6日 〃 7月27日
	中央家畜保健衛生所	〃 3月14日 〃 4月27日	企業局	本庁各課	平成30年6月5～7日 〃 7月23日
	家畜改良センター	〃 2月21日 〃 3月14日		石川浄水管理事務所	〃 2月20日 〃 3月28日
	中部農林土木事務所	〃 4月26～27日 〃 5月17日		西原浄水管理事務所	〃 2月21日
	南部農林土木事務所	〃 4月24～25日 〃 5月23日		水質管理事務所	〃 2月20日 〃 3月28日
	南部林業事務所	〃 3月2日 〃 4月13日	病院事業局	県立病院課	平成30年7月3～4日 〃 8月21日
栽培漁業センター	〃 4月27日 〃 5月18日	北部病院		〃 5月30日～6月1日 〃 7月4日	
商工労働部	本庁各課	平成30年7月3～6日 〃 7月31日		中部病院	〃 6月19～21日 〃 7月24日
	工業技術センター	〃 3月6日 〃 4月20日		南部医療センター・こども医療センター	〃 6月5～7日 〃 7月11日
	工芸振興センター	〃 3月6日 〃 4月19日		精和病院	〃 5月31日～6月1日 〃 6月18日
	具志川職業能力開発校	〃 3月7日 〃 4月20日	宮古病院	〃 6月26～27日 〃 7月24日	
浦添職業能力開発校	〃 3月1日 〃 4月24日	八重山病院	〃 5月31日～6月1日 〃 6月25日		
文化観光スポーツ部	本庁各課	平成30年6月8日、6月12～13日 〃 7月27日	議会事務局		平成30年6月7日 〃 8月22日
	芸術大学	〃 5月10日 〃 6月8日			
	博物館・美術館	〃 2月2日 〃 3月1日			
土木建築部	本庁各課	平成30年7月24～27日 〃 8月16日			
	北部土木事務所	〃 4月17～18日 〃 5月10日			
	中部土木事務所	〃 5月10～11日 〃 6月4日			
	南部土木事務所	〃 5月29～30日 〃 6月22日			
	宮古土木事務所	〃 5月24～25日 〃 6月18日			

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
教 育 庁	本庁各課	平成30年7月17～20日 " 8月14日	教 育 庁	北部農林高等学校	平成30年2月9日 " 3月26日
	国頭教育事務所	" 2月22日 " 3月14日		南部農林高等学校	" 1月23日 " 2月22日
	中頭教育事務所	" 1月30日 " 2月7日		美来工科高等学校	" 1月26日
	那覇教育事務所	" 1月25日 " 2月21日		沖縄工業高等学校	" 1月23日 " 2月6日
	島尻教育事務所	" 1月30日 " 2月21日		浦添工業高等学校	" 1月18日 " 2月8日
	宮古教育事務所	" 2月15日 " 3月14日		中部商業高等学校	" 1月24日 " 2月8日
	八重山教育事務所	" 2月15日 " 3月6日		南部商業高等学校	" 1月19日 " 2月27日
	総合教育センター	" 1月25～26日 " 2月26日		浦添商業高等学校	" 1月31日 " 2月13日
	離島児童生徒支援センター	" 3月9日 " 4月23日		具志川商業高等学校	" 1月23日 " 2月26日
	辺土名高等学校	" 2月9日		球陽高等学校	" 1月23日 " 2月7日
	北山高等学校	" 2月7日 " 3月9日		球陽中学校	" 1月23日 " 2月7日
	名護高等学校	" 2月8日		宮古高等学校	" 2月16日
	宜野座高等学校	" 2月9日		宮古工業高等学校	" 2月16日 " 3月13日
	石川高等学校	" 1月31日 " 2月15日		伊良部高等学校	" 2月15日 " 3月13日
	読谷高等学校	" 1月30日 " 2月15日		名護商工高等学校	" 2月8日 " 3月28日
	普天間高等学校	" 2月1日		那覇特別支援学校	" 1月24日 " 2月8日
	首里高等学校	" 2月1日		宮古特別支援学校	" 2月14日
	真和志高等学校	" 1月19日 " 2月5日		島尻特別支援学校	" 1月31日 " 2月27日
	小禄高等学校	" 1月24日 " 2月8日		八重山特別支援学校	" 2月16日 " 3月5日
	陽明高等学校	" 1月17日 " 2月6日		森川特別支援学校	" 2月2日 " 3月12日
	与勝高等学校	" 1月17日 " 1月31日		泡瀬特別支援学校	" 1月19日
	与勝緑が丘中学校	" 1月17日 " 1月31日		桜野特別支援学校	" 2月7日 " 3月12日
	具志川高等学校	" 1月18日 " 1月31日		西崎特別支援学校	" 1月18日 " 2月5日
	嘉手納高等学校	" 1月17日 " 2月7日		やえせ高等支援学校	" 1月19日 " 2月27日
首里東高等学校	" 2月2日	陽明高等支援学校	" 1月17日 " 2月6日		

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
警察本部	本部各課	平成30年6月26日～29日 〃 8月2日	その他の行政委員会事務局	監査委員事務局	平成30年6月15日
	豊見城警察署	〃 2月28日		人事委員会事務局	平成30年6月9日 〃 8月21日
	糸満警察署	〃 2月27日 〃 3月15日		労働委員会事務局	平成30年6月28日 〃 8月7日
	与那原警察署	〃 2月27日		選挙管理委員会	平成30年7月3日 〃 8月13日
	沖縄警察署	〃 2月1日 〃 3月1日		海区漁業調整委員会事務局	平成30年7月13日 〃 8月13日
	うるま警察署	〃 2月28日		内水面漁場管理委員会事務局	平成30年7月13日 〃 8月13日
	石川警察署	〃 2月27日 〃 3月13日		収用委員会事務局	平成30年7月26日 〃 8月16日
	名護警察署	〃 2月8日 〃 3月13日			
	本部警察署	〃 2月6日 〃 3月12日			

注：1 監査対象機関は、平成30年4月1日現在で表記している。

2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成30年8月8日から同月31日までの間で実施した。

部局名	監査実施機関
総務部	東京事務所
環境部	動物愛護管理センター
保健医療部	総合精神保健福祉センター
農林水産部	海洋深層水研究所 家畜衛生試験場
商工労働部	大阪事務所
企業局	久志浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所
教育庁	県立図書館 埋蔵文化財センター 本部高等学校 前原高等学校 コザ高等学校 浦添高等学校 那覇高等学校 豊見城高等学校 知念高等学校 糸満高等学校 西原高等学校 北谷高等学校 南風原高等学校 美里高等学校 宜野湾高等学校 豊見城南高等学校 北中城高等学校 那覇西高等学校 那覇国際高等学校 中部農林高等学校 美里工業高等学校 那覇工業高等学校 南部工業高等学校 那覇商業高等学校 沖縄水産高等学校 開邦高等学校 開邦中学校 向陽高等学校 久米島高等学校 八重山高等学校 八重山農林高等学校 八重山商工高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高等学校 沖縄盲学校 沖縄ろう学校 美咲特別支援学校 美咲特別支援学校はなさき分校 大平特別支援学校 鏡が丘特別支援学校(浦添分校) 名護特別支援学校 沖縄高等特別支援学校 中部農林高等支援学校 南風原高等支援学校
警察本部	警察学校 那覇警察署 浦添警察署 宜野湾警察署 嘉手納警察署 宮古島警察署 八重山警察署

第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

1 財務に関する事項

(1) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収に努力を要するもの	16	税務課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 自動車税事務所 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 管財課 福祉政策課 青少年・子ども家庭課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 農政経済課 水産課 中小企業支援課 企業立地推進課 情報産業振興課 住宅課 中部土木事務所 (22機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	県立病院課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 精和病院 宮古病院 八重山病院 (7機関)
調定事務が適正でなかったもの	1	宮古土木事務所 (1機関)
現金収納に係る事務が適正でなかったもの	2	中部土木事務所 八重山病院 (2機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの (各部局共通)	1	総務私学課 看護大学 中部農林土木事務所 労働政策課 中部土木事務所 (5機関)
債権管理が適正でなかったもの	1	中部土木事務所 (1機関)
徴収に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	1	中部土木事務所 (1機関)
計	23	(39機関)

(2) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの (各部局共通)	1	広報課 防災危機管理課 保健医療総務課 看護大学 糖業農産課 南部農林土木事務所 企業立地推進課 観光振興課 芸術大学 博物館・美術館 港湾課 県立学校教育課 義務教育課 宮古島警察署 八重山警察署 (15機関)

指摘の内容	件数	機関名
給与が過不足払いとなっていたもの	15	消防学校 宮古福祉事務所 畜産課 畜産研究センター 南部農業改良普及センター 栽培漁業センター 港湾課 北部病院 南部医療センター・こども医療センター 具志川商業高等学校 首里東高等学校 与那原警察署 (12機関)
給与の支給事務が適正でなかったもの	2	宮古農林水産振興センター 中部農林土木事務所 (2機関)
手当の事後確認が適正でなかったもの	1	北部病院 (1機関)
報酬が不足払いとなっていたもの	1	北部病院 (1機関)
報酬の支給事務が適正でなかったもの	1	八重山教育事務所 (1機関)
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	3	中部病院 宮古病院 (2機関)
執行予定額を上回って支出していたもの	4	中部病院 組織犯罪対策課 交通規制課 うるま警察署 (4機関)
その他支出事務が適正でなかったもの	1	八重山病院 (1機関)
計	29	(39機関)

(3) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの	3	消防学校 八重山保健所 海洋深層水研究所 (3機関)
入札手続が適正でなかったもの	2	看護大学 八重山特別支援学校 (2機関)
委託業務の仕様等に改善を要するもの	1	空手振興課 (1機関)
契約方法について改善を要するもの	4	中部病院 八重山病院 球陽高等学校 球陽中学校 (4機関)
契約事務が適正でなかったもの	6	南部福祉事務所 南部保健所 雇用政策課 中部病院 八重山病院 総合教育センター (6機関)
契約書を作成していなかったもの	3	中央卸売市場 中部病院 豊見城警察署 (3機関)

指摘の内容	件数	機関名
契約に定める手続が適正でなかったもの (各部局共通)	1	高齢者福祉介護課 障害福祉課 健康長寿課 観光振興課 工業技術センター (5機関)
履行確認が適正でなかったもの	2	障害福祉課 八重山病院 (2機関)
物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	1	芸術大学 (1機関)
計	23	(27機関)

(4) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかったもの	2	衛生薬務課 住宅課 (2機関)
物品整理票を貼付していなかったもの	1	家畜改良センター (1機関)
被服等貸与の管理が適正でなかったもの	2	施設建築課 八重山病院 (2機関)
公用車の利活用が図られていなかったもの	1	中部農林土木事務所 (1機関)
I Cカードの亡失損傷報告書を提出していなかったもの	1	東京事務所 (1機関)
公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの	1	畜産課 (1機関)
物品の処分手続が適正でなかったもの	1	芸術大学 (1機関)
物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかったもの	1	具志川職業能力開発校 (1機関)
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	4	消防学校 保健医療総務課 南部農業改良普及センター 空港課 (4機関)
公舎の管理が適正でなかったもの	1	畜産研究センター (1機関)
計	15	(15機関)

(5) その他

指摘の内容	件数	機関名
証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの (各部局共通)	1	秘書課 障害福祉課 ものづくり振興課 雇用政策課 空港課 (5機関)

指摘の内容	件数	機関名
単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの	1	アジア経済戦略課 (1機関)
預り金の管理に改善を要するもの	2	中部病院 南部医療センター・こども医療センター (2機関)
支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの	1	県立病院課 (1機関)
公費と私費の区分が適正でなかったもの	1	農業大学校 (1機関)
不適正な事務処理が多数あったもの	1	畜産研究センター (1機関)
計	7	(11機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理が適正でなかったもの	2	国頭教育事務所 八重山教育事務所 (2機関)
事務決裁が適正でなかったもの	3	辺土名高等学校 嘉手納高等学校 名護商工高等学校 (3機関)
計	5	(5機関)

3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項								事務に関する事項	合計		増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		H29	H28	
	知事公室			1	1		1			3		
総務部		3				1		4		4	12	△ 8
企画部								0		0	0	0
環境部								0		0	1	△ 1
子ども生活福祉部		4	1	2				7		7	10	△ 3
保健医療部				3		2		5		5	5	0
農林水産部		2	7	2		5	2	18		18	17	1
商工労働部		4		1		1	1	7		7	4	3
文化観光スポーツ部				2		1		3		3	6	△ 3
土木建築部		7	1			3		11		11	12	△ 1
出納事務局								0		0	0	0
企業局								0		0	1	△ 1
病院事業局		2	11	6		1	3	23		23	22	1
議会事務局								0		0	0	0
教育庁			3	4				7	5	12	22	△ 10
警察本部			4	1				5		5	1	4
その他の行政委員会事務局								0		0	0	0
各部局共通	0	1	1	1			1	4		4	2	2
計	H29	0	23	29	23	0	15	7	97	5	102	
	H28	3	16	47	29	1	15	1	112	4	116	
増減	△ 3	7	△ 18	△ 6	△ 1	0	6	△ 15	1	△ 14		

なお、指摘件数の多い部局は、次のとおりとなっている。

- 病院事業局 : 23件 (前年度比 1件増)
- 農林水産部 : 18件 (前年度比 1件増)
- 教育庁 : 12件 (前年度比 10件減)
- 土木建築部 : 11件 (前年度比 1件減)
- 子ども生活福祉部 : 7件 (前年度比 3件減)
- 商工労働部 : 7件 (前年度比 3件増)

第3 監査所見

平成29年度における監査結果において、財務及び事務についてはおおむね適正に処理されていると認められたが、一部に沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）に基づかない事務処理等が依然として見られた。

財務規則は、地方自治法等と併せて、県における財務事務の公正性と能率的な運営を確保する上で必要な手続等を規定したものであり、職員にあつては財務規則等の理解及び遵守に留意し、職務を遂行しなければならない。

管理職員及び出納員等においては、会計事務が法令等に適合しているかの確認及び指導を徹底すると共に、部局主務課においては、財務規則に定められた手続が適正に行われるよう職員相互のチェック体制の構築を図っていただきたい。また、指導監督にあたる管理者等への研修等、各種研修の充実強化を図り内部統制機能の強化に努めていただきたい。

特に県立病院においては、昨年度に引き続き契約事務や各種手当に係る基本的な事務において不適切な事務処理が多く確認された。各県立病院においては地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等に基づき、多岐にわたる業務を行っていることから、財務規則に加え、病院事業局の独自規程に関する研修や事務指導の強化等についても併せて取り組んでいただきたい。その他、組織体制の見直し等、膨大となっている事務量を適正に処理するための抜本的かつ効果的な方策を組織として検討していただきたい。

これらを踏まえ、各部局等においては、特に次の点に留意して是正・改善に取り組んでいただきたい。

1 収入事務の適正化について

(1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は35億1,032万円で、景気の拡大により県税の調定額が増となったこと等から、前年度より1億6,354万円（4.9%）増加している。

特別会計の収入未済額は43億9,470万円で、前年度より1億5,781万円（3.5%）減少している。病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は18億6,059万円で、前年度より737万円（3.9%）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要な課題である。収入未済額については、滞納者の実態把握に努め適切な債権管理を行うとともに、市町村、福祉部門等との連携強化や指定管理者の指導・連携を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていた

だきたい。

また、債権管理の事務処理に当たっては、関連法令の知識と債権管理の手法に関する実務的知識が必要なことから、会議や研修等の充実強化を図り、職員の債権管理能力の向上に努めていただきたい。

(2) 証紙収納事務について

証紙収納にかかる事務について、証紙に消印がないもの、証紙への消印が遅れていたもの、申請書から証紙を分離して保管していたもの等、証紙収納に係る事務が適正でない事例が多く見られた。このため、証紙条例施行規則（昭和48年2月7日規則第13号）等に基づく適正な処理を図り、併せて、複数職員によるチェック体制の確保に努めていただきたい。

2 支出事務の適正化について

(1) 給与の支出事務について

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが21件合計2,166,556円（過払い額1,243,594円、不足払い額922,962円）あった。

知事部局等職員の諸手当に関して、総務事務センターへ移管された事務については、指摘件数は減少傾向にあるが、各部局で所管する期末手当及び勤勉手当等の事務については依然として支給誤りが多く見られる。

このため、研修等による担当者への給与制度の周知強化や、指導監督にあたる管理者等への給与事務のチェックポイントの研修等、効果的な対策を検討していただきたい。

(2) その他の支出事務について

予算を執行する際は決裁を受けた金額を超えてはならないが、単価契約について決裁額を上回る金額で支出していたものが見られた。適宜執行状況を確認し、超過が見込まれる場合には決裁権者の決裁を得てから支出することを徹底していただきたい。

また、資金前渡の精算が遅れていたもの、職員個人が立替払いをしていたものがあった。資金前渡の取扱については、財務規則に基づき適正に行っていただきたい。

更に、県立病院においては、本庁が所管する規程及び通知の不備が原因で事務処理が不適切となっていると考えられるものがあった。規程及び通知の見直しを行い、

その周知徹底及び指導の強化を図っていただきたい。

3 契約事務の適正化について

(1) 支出負担行為について

支出負担行為の決議の時期が大幅に遅れていたものや、出納機関への合議を行っていないものが依然として多く見られた。

度重なる指摘にもかかわらずこのような事務処理が減少しない理由の一つに、この指摘が単なるシステムへの入力遅れと理解されやすいことにあるのではないかと思われる。

支出負担行為は、普通地方公共団体の支出の原因となる契約その他の行為である。当該行為の決議を行わないまま受託が見込まれる者へ業務を命じ、或いは適正な審査を経ずに事実上の契約等に至った場合、その相手方や県に損失を与える恐れがあることを厳に自覚し改める必要がある。

(2) その他契約事務について

予定価格調書を作成していなかったもの、見積書を取っていないなかったもの、履行確認を十分にしていなかったもの、契約書の作成等をしていなかったものなどがあつた。

また、委託業務について、企画競争型随意契約に係る選考委員が役員を勤める団体に対し、受託業者が業務の一部を再委託していたものがあつた。契約相手の選考に当たって、再委託を含む委託業務の関係について、透明性・公平性等の確保に留意する必要がある。

更に、指名競争入札において、入札者が一者の場合は入札そのものが不調となり再度入札を行う必要があるが、一般競争入札の例にならい一者と随意契約を締結していたものがあつた。

関係法令及び財務関係諸規程の周知を図り、適正な事務処理を行う必要がある。

4 財産管理の適正化について

備品登録をしていなかったもの、公有財産台帳に登録していなかったもの、被服等貸与整理簿を作成していなかったもの、亡失損傷報告書を提出していなかったもの、物品処分伺をせずに物品を処分していたものがあつた。県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（昭和47年沖縄県規則第3号）及び財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

5 その他の財務事務について

証拠書類は鉛筆その他消えやすいものを用いて記載してはならないとされているが、予定価格調書の作成、切手等の受払簿の記載について、いわゆる「消せるボールペン」を使用していたものがあった。消せるボールペンの使用については、容易に文書が改ざんされるおそれがあり、公文書の作成に認められないものであるので十分に留意していただきたい。

6 事務処理の適正化について

県立学校において、在学証明及び卒業証明書の発行に関して、決裁を受けずに処理していたものがあった。関係する規程、通知文等を確認した上で、明確な根拠に基づいて事務処理を行う必要がある。

第4 部局別の指摘事項

【各部局共通】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

ア 証紙に消印が押されてなかったもの

- ・ 保健医療部（看護大学）
- ・ 土木建築部（中部土木事務所）

イ 証紙の消印が遅れて押されていたもの

- ・ 総務部（総務私学課）
- ・ 保健医療部（看護大学）
- ・ 商工労働部（労働政策課）
- ・ 土木建築部（中部土木事務所）

ウ 証紙収納簿の登記が誤っていたもの

- ・ 土木建築部（中部土木事務所）

エ 誤って証紙を収納していたもの

- ・ 保健医療部（看護大学）

オ 申請書から証紙を分離して保管していたもの

- ・ 農林水産部（中部農林土木事務所）

[支出]

(1) 支出負担行為書の作成時期が適正でなかったもの

契約を締結するとき又は交付を決定するときは、財務規則で定めた整理区分に従い支出負担行為書の決議が必要であるが、これが大幅に遅れていたもの又は出納機関に合議していなかったものがあつた。

- ・ 知事公室（広報課、防災危機管理課）
- ・ 保健医療部（保健医療総務課、看護大学）
- ・ 農林水産部（糖業農産課、南部農林土木事務所）
- ・ 商工労働部（企業立地推進課）
- ・ 文化観光スポーツ部（観光振興課、芸術大学、博物館・美術館）
- ・ 土木建築部（港湾課）
- ・ 教育庁（県立学校教育課、義務教育課）
- ・ 警察本部（宮古島警察署、八重山警察署）

[契約]

(1) 契約に定める手続が適正でなかったもの

ア 実施計画書の提出に係る手続が行われていなかったもの

- ・ 子ども生活福祉部（障害福祉課）
- ・ 保健医療部（健康長寿課）
- ・ 商工労働部（工業技術センター）

- イ 経費の変更に係る手続が行われていなかったもの
 - ・ 子ども生活福祉部（高齢者福祉介護課）

- ウ 業務の再委託に係る手続が行われていなかったもの
 - ・ 文化観光スポーツ部（観光振興課）

[その他]

(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの

予定価格調書、郵便切手受払簿等の財務処理に係る関係書類は、鉛筆その他消えやすいものを用いて記載してはならないが、いわゆる「消せるボールペン」を使用していたものがあった。

- ア 予定価格調書、検査調書等に使用していたもの
 - ・ 知事公室（秘書課）
 - ・ 商工労働部（ものづくり振興課、雇用政策課）

- イ 郵便切手受払簿、出勤簿等に使用していたもの
 - ・ 子ども生活福祉部（障害福祉課）
 - ・ 土木建築部（空港課）

【知事公室】

1 財務に関する事項

[支出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

時間外勤務手当の支給に当たって、時間外勤務に係る1時間未満の端数処理や月60時間を超えた部分に係る時間数の支給割合を誤ったため、33,159円の不足払いとなっていた。（消防学校）

[契約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

沖縄県消防学校自動火災報知設備及び非常・業務用放送設備更新業務委託（執行予定額10,800,000円）の契約に当たって、予定価格調書を作成していなかった。（消防学校）

[財産]

(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

沖縄県模擬消火訓練設備製造設置業務委託により製造し設置した訓練設備（取得金額77,760,000円）について、公有財産台帳に登録していなかった。（消防学校）

【総務部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

						(円、%)
ア	県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
	平成29年度	128,358,876,878	126,765,609,156	158,050,803	1,932,195,235	98.8
	平成28年度	124,149,688,349	122,452,429,960	169,267,945	1,804,553,796	98.6
	対前年度比	103.4	103.5	93.4	107.1	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

		収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
イ	土地貸付料	44,726,741円	6.1%	△6.1%
(管財課)				
ウ	所有者不明土地貸付料	9,796,342円	32.4%	4.2%
(管財課)				

[財産]

(1) ICカードの亡失損傷報告書を提出していなかったもの

ICカード乗車券の亡失(金額4,850円)について、亡失損傷報告書を知事に提出していなかった。(東京事務所)

【子ども生活福祉部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

		収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア	生活保護費返還金	162,677,183円	57.4%	32.8%
(福祉政策課、各福祉事務所)				
イ	介護福祉士等修学資金 貸付金元利収入	2,197,143円	90.0%	3.3%
(福祉政策課)				
ウ	母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	113,686,490円	51.8%	△9.2%
	違約金及び延納利息	1,499,672円	54.5%	△47.8%
(青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)				

エ 児童扶養手当返還金	50,429,168円	63.5%	10.8%
			(青少年・子ども家庭課)

[支 出]

(1) 給与が不足払いとなっていたもの

期末手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、在職期間から休暇の期間を除算したため、97,350円の不足払いとなっていた。
(宮古福祉事務所)

[契 約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

パソコンの賃貸借契約（契約金額384,912円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。また、2者から徴取した参考見積書は条件が異なっていた。
(南部福祉事務所)

(2) 履行確認が適正でなかったもの

農福連携マルシェ事業委託（契約金額3,406,000円）について、仕様書に定めている委託内容のうち、アンケートの集計及び今後の展開に資する提案の提出が遅れていた。
(障害福祉課)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

公用車の取得（執行予定額1,525,816円）について、予定価格調書を作成していなかった。
(八重山保健所)

(2) 入札手続が適正でなかったもの

指名競争入札において入札者が一者しかない場合は、入札そのものが不調となるため再度入札手続を行う必要があるが、沖縄県立看護大学附属図書館閉架書庫整備工事委託(執行予定額12,175,000円)の指名競争入札に当たって、入札者の辞退により一者となったが、再度入札せずに随意契約を締結していた。
(看護大学)

(3) 契約事務が適正でなかったもの

業務用自動車の賃貸借契約（契約金額648,000円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。
(南部保健所)

[財 産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

薬局等を活用した健康情報拠点推進事業委託で取得した全自動血圧計（取得金額1,080,162円）について、備品台帳に登録していなかった。
(衛生薬務課)

(2) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

県の所有する出資による権利について、出資先の沖縄県看護学術振興財団の資本が減少していたが、公有財産台帳を調整していなかった。(保健医療総務課)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	338,796,507円	80.1%	△12.9%
違約金及び延納利息	78,818,914円	86.6%	0.0%
			(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	37,905,269円	65.6%	△17.2%
違約金及び延納利息	387,625円	12.4%	△39.4%
			(水産課)

[支出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 住居手当の支給に当たって、職員の住居変更の届出遅れによる過払い分の返納について、届出のあった年度のみ戻入処理したため、過年度分243,000円が過払いとなっていた。(畜産研究センター)

イ 期末手当の支給に当たって、産後休暇に引き続き育児休業している職員について、在職期間から休暇の期間を除算したため、207,735円の不足払いとなっていた。(畜産研究センター)

ウ 期末手当の支給に当たって、基準日以前から引き続き育児休業している職員について、基準日からの休業期間が1ヶ月未満として除算したため、80,706円の過払いとなっていた。(畜産課)

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、当該所属に臨時的任用職員として採用される以前に勤務した期間を在職期間に算入していなかったため、176,200円の不足払いとなっていた。(南部農業改良普及センター)

オ 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の給与システムへの入力を誤った

ため、30,490円の過払いとなっていた (栽培漁業センター)

(2) 給与の支給事務が適正でなかったもの

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、給与システムへ入力した時間数と時間外勤務命令簿の時間数が異なっていた。 (宮古農林水産振興センター)

イ 用地等交渉業務に従事している職員について、特殊勤務実績簿が整備されておらず、手当を支給していなかった。 (中部農林土木事務所)

[契 約]

(1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

放水処理研究施設屋根修繕工事 (執行予定額1,500,000円) について、予定価格調書を作成していなかった。 (海洋深層水研究所)

(2) 契約書を作成していなかったもの

冷蔵庫防熱扉の修繕 (契約金額204,120円) について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手續もされていなかった。 (中央卸売市場)

[財 産]

(1) 物品整理票を貼付していなかったもの

購入した5つの備品 (取得金額合計4,292,136円) について、物品整理票を貼付していなかった。 (家畜改良センター)

(2) 公用車の利活用が図られていなかったもの

故障や車検切れのため使用していない公用車2台について、必要な手續が行われていなかった。 (中部農林土木事務所)

(3) 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

公用車の損傷について、亡失損傷報告書を知事に提出していなかった。 (畜産課)

(4) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

南大東村駐在庁舎の修繕 (契約金額1,674,000円) について、公有財産台帳に登録していなかった。 (南部農業改良普及センター)

(5) 公舎の管理が適正でなかったもの

職員宿舎について、入居の要件を欠く者が入居していた。 (畜産研究センター)

[その他]

(1) 公費と私費の区分が適正でなかったもの

授業料以外に学生から教材費、給食費、学生寮の維持管理費等として私費 (校納金) を徴収しているが、明確な会計区分、処理方法を定めておらず、学生寮の改修工事費について私費 (校納金) から支出するなど不適正な管理となっていた。 (農業大学校)

(2) 不適正な事務処理が多数あったもの

財務に関する事務について、調定漏れ、契約書の未作成、支払いの遅れなど、財務規則等に基づかない不適正な事務処理が多数あり、また管理者等の内部統制機能も十分でなかった。(畜産研究センター)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	3,592,003,781円	92.0%	△2.3%
違約金及び延納利息	50,368,088円	99.3%	△0.7%
			(中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	8.8%	0.0%
			(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
使用料	5,111,419円	1.4%	0.0%
損害金等諸収入	51,241,033円	22.2%	0.0%
			(企業立地推進課)
エ 沖縄情報通信センター			
使用料	23,905,291円	30.9%	皆増
雑入(光熱水費)	17,591,640円	18.8%	皆増
			(情報産業振興課)

[契約]

(1) 契約事務が適正でなかったもの

ノートパソコンの賃貸借契約(執行予定額41,472円)について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約業者を選定していた。(雇用政策課)

[財産]

(1) 物品処分に係る一連の事務処理が適正でなかったもの

大型特殊グレーダー等重要備品の売却(売却代金1,620,000円)について、必要な入札手続や契約書の作成を行っていなかった。(具志川職業能力開発校)

[その他]

(1) 単価契約に係る事務処理が適正でなかったもの

航空コンテナスペースの確保及び関連業務に係る単価契約（執行予定額134,701,000円）について、予定価格調書を作成しておらず、また、執行予定額を上回る金額で支出していた。（アジア経済戦略課）

【文化観光スポーツ部】

1 財務に関する事項

[契 約]

(1) 委託業務の仕様等に改善を要するもの

沖縄空手継承・発展事業の委託業務（契約金額29,000,000円）について、企画競争型随意契約に係る選考委員が役員を勤める団体に対し、受託業者が業務の一部を再委託していた。（空手振興課）

(2) 物品購入に係る一連の事務処理が適正でなかったもの

ワグナーチューバ（執行予定額5,800,000円）の購入について、随意契約とする明確な理由及び契約保証金を免除とする資料が無く、また、契約書を未作成のまま取扱業者へ発注し、購入後の支払いも遅れていた。（芸術大学）

[財 産]

(1) 物品の処分手続が適正でなかったもの

パーソナルコンピューター他22件の備品（台帳価格合計4,044,642円）の処分に当たって、物品処分伺いをしていなかった。（芸術大学）

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収に努力を要するもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	683,393,009円	11.9%	△6.2% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	31,109,295円	9.3%	△8.0% (住宅課)
ウ 宜野湾港施設使用料	5,450,966円	2.8%	17.8% (中部土木事務所)

(2) 調定事務が適正でなかったもの

道路占有料(1件5,540,530円)について、調定金額の誤り及びその後の手続の遅

れにより、1年以上遅れて収納していた。(宮古土木事務所)

(3) 現金収納に係る事務が適正でなかったもの

納入義務者から現金を直接収納したときは、財務規則で定める領収証を交付しなければならないが、多目的広場及び庭球場の使用料について、独自に作成した使用券の半券をもって領収証に代えていた。(中部土木事務所)

(4) 債権管理が適正でなかったもの

金武港湾区域使用料及び宜野湾港施設使用料について、納入期限から20日以上経過しているが、財務規則で定める督促状の発行及び滞納整理票の作成が行われていない債権があった。(中部土木事務所)

(5) 徴収に係る一連の事務処理が適正でなかったもの

中城湾港新港地区内野積場の使用許可に基づく占有料(1件89,964円)について、使用開始後に許可しており、また、許可日以前に占有料を調定し、納入期限から20日以上経過して納入通知書を発行していた。(中部土木事務所)

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員2名について、基準日以前6ヶ月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、職員Aについては167,144円、職員Bについては149,844円の過払いとなっていた。(港湾課)

[財産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

取得した無線共聴機器一式(取得価格3,996,000円)について、備品台帳に登録していなかった。(住宅課)

(2) 被服等貸与の管理が適正でなかったもの

職員に貸与している作業服及び作業靴について、関係規程で定める被服等貸与整理簿を整備していなかった。(施設建築課)

(3) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

購入した土地(取得価格13,999,098円)について、公有財産台帳に登録していなかった。(空港課)

【病院事業局】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

平成29年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より7,373,241円(0.4パーセント)減少し1,860,595,014円となっているが、依然として多額となっ

ていた。

(県立病院課、各県立病院)

(2) 現金収納に係る事務が適正でなかったもの

洗濯機・乾燥機の利用に係る現金の収納に当たって、関係規程で定める現金収納報告書が作成されていなかった。
(八重山病院)

[支 出]

(1) 給与が過不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 通勤手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日数勤務しなかったにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて78,600円、職員Bについて65,000円、職員Cについて46,580円の過払いとなっていた。
(北部病院)

イ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、病気休暇を取得している職員2名について、在職期間から休暇の期間を除算したため、職員Aについて67,678円、職員Bについて192,192円の不足払いとなっていた。
(北部病院)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、98,648円の過払いとなっていた。
(南部医療センター・こども医療センター病院)

エ 医師手当の支給に当たって、給与システムへの入力を誤ったため、50,000円の不足払いとなっていた。
(北部病院)

(2) 手当の事後確認が適正でなかったもの

現に扶養手当の支給を受けている職員について、手当認定の要件を事後確認していなかった。
(北部病院)

(3) 報酬が不足払いとなっていたもの

嘱託員の報酬の支給に当たって、報酬日額を誤って支給したため、105,300円の不足払いとなっていた。
(北部病院)

(4) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

ア パソコンソフトウェアの購入に当たって、資金前渡できる経費でないが、資金前渡により購入していた。
(中部病院)

イ 学会参加料に係る資金前渡の精算について、1ヶ月以上遅れているものがあった。
(中部病院)

ウ 研修会の受講料等について、資金前渡の手続によらず、職員が受講料を私費で立替払いしていた。
(宮古病院)

(5) 執行予定額を上回って支出していたもの

燃料費の支出に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。
(中部病院)

(6) その他支出事務が適正でなかったもの

関係規程で入居者の負担と定められている公舎の共益費（清掃費、浄化槽の汚水処理費等）について、病院の費用として支出しているものがあった。
(八重山病院)

[契 約]

(1) 契約方法について改善を要するもの

ア 透析液供給装置の定期部品交換について、一括契約が可能であるにもかかわらず、請書の提出が省略できる20万円未満に分割して発注していた。
(中部病院)

イ 血液ガス分析用紙（価格87,480円）及びコピー依頼伝票（価格68,040円）の購入について、一括購入が可能であるにもかかわらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。
(八重山病院)

(2) 契約事務が適正でなかったもの

ア 災害時対応パソコンの購入（価格305,316円）及び救急自動車の修繕（費用202,500円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。
(中部病院)

イ 自動精算機ロール紙の購入（価格174,960円）について、2者以上から見積書を徴取せず、1者から見積書により契約業者を選定していた。
(八重山病院)

(3) 契約書を作成していなかったもの

文献管理・論文作成支援ソフトの購入（価格674,122円）について、契約書を作成していなかった。
(中部病院)

(4) 履行確認が適正でなかったもの

食事療養業務委託（契約金額121,824,000円）について、仕様書に定めている従業員への研修教育が実施されていなかった。
(八重山病院)

[財 産]

(1) 被服等貸与の管理が適正でなかったもの

看護師に貸与している靴について、関係規程で定める被服等貸与整理簿を整備していなかった。
(八重山病院)

[その他]

(1) 預り金の管理に改善を要するもの

ア 健康保険料、厚生年金保険料等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスと

なっている月があり、また、その他預り金について、内容を確認できない残高があった。
(中部病院)

イ 公衆電話料金等について、総勘定元帳の差引残高がマイナスとなっている月があり、また、健康保険料及び厚生年金保険料について、毎月の支払い額を上回る残高があった。
(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 支出負担行為を整理する時期について改善を要するもの

病院事業局では、医療消耗備品及び消耗備品の物品購入に係る支出負担行為として整理する時期について、契約を締結するときではなく、支出命令のときとして運用していた。
(県立病院課)

【教育庁】

1 財務に関する事項

[支 出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 扶養手当の支給に当たって、扶養親族の変更認定後に、改定額を給与システムに入力していなかったため、53,750円の過払いとなっていた。
(首里東高等学校)

イ 事業所得等のある扶養親族の認定に当たって、総収入から経費実額のみを控除すべきだが、減価償却費等が控除された所得証明書の金額で認定したため、260,875円の過払いとなっていた。
(具志川商業高等学校)

(2) 報酬の支給事務が適正でなかったもの

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの報酬について、業務日誌報告の勤務時間数の記載が誤っていた。
(八重山教育事務所)

[契 約]

(1) 入札手続が適正でなかったもの

指名競争入札において入札者が一者しかない場合は、入札そのものが不調となるため再度入札手続を行う必要があるが、寄宿舍舎食調理業務等委託（執行予定額3,554,658円）の指名競争入札に当たって、事前に指名業者が辞退表明し、入札者が一者となったが、入札を実施せずに随意契約を締結していた。
(八重山特別支援学校)

(2) 契約方法について改善を要するもの

ア コピー用紙（価格合計237,276円）及びインク等消耗品（価格合計469,800円）の購入について、一括購入が可能であるにも関わらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。
(球陽高等学校)

イ 中学校用消耗品（価格合計107,290円）及び体育授業用消耗品（価格合計162,572円）の購入について、一括購入が可能であるにも関わらず、相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注していた。（球陽中学校）

(3) 契約事務が適正でなかったもの

沖縄県教育情報ネットワークシステム管理及び機器保守業務委託（契約金額39,023,640円）について、正規の見積書を徴取せず、参考見積書により契約者を選定していた。（総合教育センター）

2 事務に関する事項

[勤務管理]

(1) 勤務管理が適正でなかったもの

スクールカウンセラーの勤務について、関係法令等に基づく休憩時間が適正に付与されていなかった。（国頭教育事務所、八重山教育事務所）

[事務決裁]

(1) 事務決裁が適正でなかったもの

在学証明書及び卒業証明書の発行について、関係規程で定める決裁を受けずに事務を処理していた。（辺土名高等学校、嘉手納高等学校、名護商工高等学校）

【警察本部】

1 財務に関する事項

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業している職員について、基準日以前6ヶ月の全日数勤務しなかったにもかかわらず、在職期間から除算しなかったため、67,635円の過払いとなっていた。（与那原警察署）

(2) 執行予定額を上回って支出していたもの

ア 不当要求防止責任者講習委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。（組織犯罪対策課）

イ 自動車保管場所関係事務委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。（交通規制課）

ウ 被留置者健康診断委託に係る単価契約について、執行予定額を上回る金額で支出していた。（うるま警察署）

[契約]

(1) 契約書を作成していなかったもの

遺失物の売払い（売却代金20万円以上）について、契約書の作成又は請書を提出させる必要があるが、いずれの手續もされていなかった。（豊見城警察署）

<工事等に関する事項>

第1 監査の概要

1 監査対象

- (1) 監査対象年度 平成29年度
- (2) 監査対象機関 土木建築部 7 機関、農林水産部 3 機関、企画部 1 機関、企業局 1 機関
- (3) 監査対象工事等

工事については、土木建築部及び企画部並びに企業局は当初請負額5,000万円以上の工事、農林水産部は当初請負額3,000万円以上の工事から37件を抽出し監査対象とした。また、設計委託業務については、当初契約額が2,000万円以上のもので工事を未発注のものから4件を抽出し監査対象とした。

2 監査期間

平成30年4月20日から同年11月30日まで

3 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

監査は工事の施工及び委託業務が法令等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性、安全性等の観点から適正に行われているか、及び契約等の事務手続きは適正であるかについて、関係書類の調査、現場の施工状況の確認を行う方法で実施した。

技術面の監査については、工事技術調査業務委託契約に基づき派遣された技術士と共に、工事及び委託業務を担当した職員等から説明を聴取し現場確認を行った。

(2) 監査の着眼点

監査を実施するに当たっては、監査対象工事及び委託業務の執行について、主に次の点に着目し実施した。

- ア 計画、設計は、適正に行われているか。
- イ 発注前、発注後の手続は、適正に行われているか。
- ウ 請負契約事務は、適正に行われているか。
- エ 工事の施工は、適正に行われているか。
- オ 竣工検査及び精算手続は、適正に行われているか。

4 監査の実施状況

実地監査の実施機関、実施期日及び監査をした工事等は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
施設建築課	平成30年7月24日 ～7月25日	平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（建築・検査棟） 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
		県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事基本設計業務
北部土木事務所	平成30年6月13日 ～6月15日	名護本部線渡久地橋仮橋設置工事 国道331号災害復旧工事（平成27年災3号） 本部港（本部地区）防波堤（沖）工事（H28-9-北振） 伊那嘉原橋橋梁補修工事（H28） H28大保大橋詳細設計業務委託
中部土木事務所	平成30年6月19日 ～6月21日	県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（P16下部工） 比謝川河川工事（H28） 県道153号線Dランプ補修工事（H28-1） 浦添西原線（港川道路）道路改良工事（H29-2） 小波津川河川改修工事（H28-2） H28中城湾港（泡瀬地区）防波堤（北）調査測量設計業務委託（その1）
南部土木事務所	平成30年6月25日 ～6月27日	H28南部東道路改良工事（4工区-1） 安謝川河川改修工事（H28-3） 那覇大橋下部工工事（H28-1） 識名大橋補修工事（H28-1） 報得川調査設計業務委託（H29-1）
八重山土木事務所	平成30年7月3日 ～7月4日	石垣空港線道路改良工事（H28-8工区） H28バンナ公園ふれあい橋整備工事（上部工） H28石垣港伊原間線橋梁補修工事（浦・西浜）
都市モノレール建設事務所	平成30年6月28日 ～6月29日	浦添西原線都市モノレール建設工事（浦西分岐器製作設置工） 市道国際センター線都市モノレール建設工事（鋼軌道桁H28-1） 市道石嶺線都市モノレール建設工事（鋼構造物H28）
下水道事務所	平成30年6月7日 ～6月8日	宜野湾浄化センター第3系2/4反応タンク機械設備工事（その3）M16 宜野湾浄化センター水処理施設築造工事（その2）
北部農林水産振興センター農業水産整備課	平成30年7月9日 ～7月10日	伊江東部地区畑地かんがい施設工事（H29-3工区） 伊江東部地区畑地かんがい施設工事（H29-1工区） 辺名地地区農地保全工事（H28繰）
南部農林土木事務所	平成30年7月11日 ～7月13日	南大東地区第2防波堤工事（H28-4） 旧東第2地区貯水池工事（H28-1）

監査実施機関	監査実施期日	工事等名
		糸満漁港（北地区）-5.0m岸壁・-4.0m岸壁工事（H28）
八重山農林水産振興センター農林水産整備課	平成30年7月5日 ～7月6日	新川第2地区耕土流出防止対策工事（H29-1） 磯辺川第3地区耕土流出防止対策工事（H29-1） 大浜地区畑地かんがい施設整備工事（H29-1）
総合情報政策課	平成30年7月17日 ～7月18日	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク整備工事
企業局建設課	平成30年6月5日 ～6月6日	北谷浄水場特高受変電設備工事（その2） 石川～上間送水管布設工事（松本工区）その1

第2 監査の結果及び所見

今回の工事監査は、12機関41工事等を対象として実施した。

監査に当たっては、設計、積算、契約、工事監理等に係る関係書類の調査を行うとともに、現地確認を行った。

その結果、各機関の工事等については、おおむね適正に行われていると認められたが設計等の確認に改善を要するものや、安全・安心への配慮が必要と思われるものなどが、次のとおりあった。

今後とも、法令遵守を徹底し適正な工事の執行に努めていただきたい。

1 設計等の確認に改善を要するもの

(1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり改善を要するものがあった。

ア 劇場棟西面の外壁改修工事において、工事着手後に、ひび割れ・かぶりコンクリートの爆裂・欠けなどが確認され、追加で補修等が実施されていた。改修設計業務の受託者に対し、十分な現地調査の実施を指導する必要がある。

また、当該受託者が作成すべき、施工数量調査の基となる設計図が不足していた。当該受託者に対し、適切な設計図・設計書の作成を指導する必要がある。

(施設建築課)

イ 工事着手後の第2回設計変更時に、工事監理者が設計図を作成し、これに基づき設計数量や改修項目を大幅に変更したとされているが、当該設計図を確認できなかった。設計変更に関わる記録の適切な整理保管を指導する必要がある。

(施設建築課)

(2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、真空洗浄乾燥機（第2回設計

変更対象)の承諾図及び完成図書が整備されていなかった。工事に係る関係図書を適切に整備する必要がある。(施設建築課)

- (3) 県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事基本設計業務において、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)」の適合判定対象施設であるにもかかわらず、壁面ルーバーについて一次エネルギー基準(BEI)の検討がされていなかった。基本設計時に検討が必要である。(施設建築課)
- (4) 県道20号線(泡瀬工区)橋梁整備工事(P16下部工)において、仮橋張出部が当初発注の際に見落とされ工事発注後に追加していた。今後は、施工計画で必要な箇所を十分に検討のうえ発注する必要がある。(中部土木事務所)
- (5) H28バナナ公園ふれあい橋整備工事(上部工)において、当初設計時に設計荷重を過大に見積もっていたことが判明したため、支承の型式を変更し、沓座面を嵩上げ施工していた。今後、設計業務時における的確な設計照査に加え、竣工検査を慎重に行う必要がある。(八重山土木事務所)
- (6) 報得川調査設計業務委託(H29-1)において、沖縄県土木工事設計要領河川編の規定を満たしていない区間(No.17地点)があるにもかかわらず、照査済みとしていた。再度調査を行い、規定どおりとなっているか確認する必要がある。(南部土木事務所)
- (7) 旧東第2地区貯水池工事(H28-1)において、擁壁の縦壁に収縮クラックが数スパンに発生していた。今後の同種工事において、誘発目地(コントロールジョイント)の目地間隔や目地構造等を十分に検討し設計する必要がある。(南部農林土木事務所)

2 計画・施工・検査等で改善を要するもの

- (1) 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事において、ワイヤロープとギヤオイルがJIS規格品又は同等であることを示す性能資料が不足していた。完成図書に当該資料を追加する必要がある。(施設建築課)
- (2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事(機械)において、試運転調整要領書が作成されていなかった。当該要領書の作成と内容確認が必要である。(施設建築課)
- (3) 沖縄コンベンションセンター劇場棟吊物機構改修工事及び沖縄県家畜衛生試験場

新築工事（機械）において、材料の検査を出荷証明書で行っていた。JIS又はJAS規格品証明書、若しくは国土交通大臣が認定する民間団体の品質証明書又は試験成績書で検査を行う必要がある。（施設建築課）

3 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、次のとおり安全衛生管理体制に改善を要するものがあった。

ア 既設電気盤を含む電気新設盤や駆動装置の耐震計算書が整備されていなかった。耐震計算書を作成し耐震性能を確認する必要がある。（施設建築課）

イ 複数の請負工事が混在・並行作業で行われているにもかかわらず、労働安全衛生法第30条第2項に定める「統括安全衛生管理義務者」を指名していなかった。今後、複数の請負工事を混在・平行作業で行う場合は、統括安全衛生管理義務者を指名する必要がある。（施設建築課）

(2) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事及び沖縄県家畜衛生試験場新築工事（建築・検査棟）において、書類を確認したところ、下請けを含む全ての事業所の主任技術者が適切な資格を有することの確認や法定福利費が計上されていることが確認されなかった。また、受注者が発注した下請が一括下請けとなっていないかの実地確認が十分でなかった。今後は、適切に確認する必要がある。（施設建築課）

(3) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事（機械）において、P3実験室（バイオクリーンルーム）の空調操作盤の耐震計算書が作成されていなかった。作成の上、耐震性能を確認する必要がある。（施設建築課）

(4) 県道153号線Dランプ補修工事（H28-1）において、特記仕様書に鉛中毒予防規則に基づく鉛含有の旧塗膜の除去及び取扱いを定めていなかった。今後は適正に記載する必要がある。

また、吊足場内での火災防止計画及び避難計画が作成されていなかった。今後は適正に作成する必要がある。（中部土木事務所）

(5) 磯辺川第3地区耕土流出防止対策工事（H29-1）において、現場で発生した塩ビ管の処分を指示しているにもかかわらず建設廃棄物処理の設計変更がされていなかった。適正に設計変更する必要がある。

また、横断工伏越しの2.1m程度の掘削箇所において、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に基づき土留工の実施を検討する必要がある。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

4 施設の改修が必要なもの

(1) 平成28年度沖縄コンベンションセンター改修工事において、吊子のアンカーは、特殊モルタルを貫通して躯体コンクリートに30mm以上埋込みとされているが、引抜耐力試験結果表では埋込み長さがゼロのものがあった。施工状況を確認し対応を検討する必要がある。(施設建築課)

(2) 沖縄県家畜衛生試験場新築工事(機械)において、改善を要するものが次のとおりあった。

ア 内部仕上げにおいて、ビニル床シートの凹みや平滑処理の不具合箇所が一部に見られた。必要な措置を講じる必要がある。(施設建築課)

イ ビルマルチ室外機の据え付けボルトにステンレス製ではなく亜鉛メッキボルトが使われていた。ステンレス製に取り替える必要がある。(施設建築課)

ウ P3実験室の危険度、室圧制御方法(-20Pa)、HEPAフィルター取替方法などを設計図書へ記述するとともに、試運転データの整備やP3実験室全体の運転方法及びメンテナンス方法の取扱説明書を作成し、現場へ説明する必要がある。

(施設建築課)

(3) 安謝川河川改修工事(H28-3)において、先行設置していたパイプルーフNo.13の継手が後施工したNo.12の継手と接合できていなかった。上部の国道等へ影響が及ばないように対策を講じる必要がある。(南部土木事務所)

(4) 新川第2地区耕土流出防止対策工事(H29-1)において、函渠側溝から3号浸透池への流入口が法面の高い位置に計画されていた。大量の水量が流入した場合、流入水の水勢、衝撃等で法面保護工の破損・崩壊等が懸念されるため、流入水量等を再検討するとともに、流入口下部の補強等を行う必要がある。

また、6号沈砂池の吐口について、通水能力及び吐口能力の不足から降雨時の排水が路面にまで溢れ用地外へ流出していた。早急な吐口の改修が必要である。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)